

瀬戸市下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第22号

瀬戸市下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則  
瀬戸市下水道事業受益者負担金条例施行規則（昭和58年瀬戸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで <省略> <u>(4) 区域外流入 条例第2条第5号に規定する行為をいう。</u>	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(3)まで <省略>
(地積) 第4条 <u>条例第3条第2項並びに第6条第1項及び第2項に規定する地積は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿その他の公簿に記載された地積によるものとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、実測の地積によることができる。</u>	(地積) 第4条 条例第3条第2項及び第6条第1項に規定する地積は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿その他の公簿に記載された地積によるものとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、実測の地積によることができる。
(不申告等の取扱い) 第6条 <省略> <u>(区域外流入に関する申請等)</u>	(不申告等の取扱い) 第6条 <省略>

第6条の2 区域外流入をしようとする土地の所有者（地上権等の目的である土地については、その地上権等を有する者）は、瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）第4条に規定する計画の確認の申請書を提出するまでに、排水区域外排水設備設置許可申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、排水区域外排水設備設置許可（不許可）通知書によりその結果を当該申請をした者に通知するものとする。

（負担金の額等の通知）

第7条 条例第6条第4項の規定による通知は、受益者にあつては下水道事業受益者負担金決定通知書（以下「負担金決定通知書」という。）を、区域外流入の許可を受けた者（以下「許可者」という。）にあつては建設分担金決定通知書を交付することにより行うものとする。

（負担金の減免）

第10条 <省略>

2 条例第10条の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、賦課期日から負担金決定通知書の送付を受ける日まで、又は負担金決定通知書の送付を受けた日若しくは当該減免の理由が発生した日から14日以内に、下水道事業受益者負担金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、国又は地方公共団体に係る減免については、申請によらないで減免することができる。

3 <省略>

4 負担金の減免を受けた受益者は、当該減免の理由が消滅したときは、直ちに下水道事業受益者負担金減免理由消滅届を市長に提出しなければ

（負担金の額等の通知）

第7条 条例第6条第3項の規定による通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書（以下「負担金決定通知書」という。）を受益者に交付することにより行うものとする。

（負担金の減免）

第10条 <省略>

2 条例第10条の規定により負担金の減免を受けようとする者は、賦課期日から負担金決定通知書の送付を受ける日まで、又は負担金決定通知書の送付を受けた日若しくは当該減免の理由が発生した日から14日以内に、下水道事業受益者負担金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、国又は地方公共団体に係る減免については、申請によらないで減免することができる。

3 <省略>

4 負担金の減免を受けた者は、当該減免の理由が消滅したときは、直ちに下水道事業受益者負担金減免理由消滅届を市長に提出しなければ

ばならない。

(氏名等の変更の届出)

第12条 受益者は、氏名若しくは住所又は法人の名称若しくは当該事務所の所在地を変更したときは、速やかに下水道事業氏名等変更届を市長に提出しなければならない。

(過誤納金の取扱い)

第13条 <省略>

(許可者の負担金の減免等)

第13条の2 第10条、第12条及び前条の規定は、許可者について準用する。この場合において、第10条第2項中「受益者は」とあるのは「許可者は」と、「賦課期日」とあるのは「区域外流入を許可した日」と、「負担金決定通知書」とあるのは「建設分担金決定通知書」と、「下水道事業受益者負担金減免申請書」とあるのは「建設分担金減免申請書」と、同条第3項中「下水道事業受益者負担金減免承認通知書」とあるのは「建設分担金減免承認通知書」と、「下水道事業受益者負担金減免却下通知書」とあるのは「建設分担金減免却下通知書」と、同条第4項中「受益者は」とあるのは「許可者は」と、「下水道事業受益者負担金減免理由消滅届」とあるのは「建設分担金減免理由消滅届」と、第12条中「受益者」とあるのは「許可者」と、前条第1項中「受益者」とあるのは「許可者」と、同条第2項中「受益者に」とあるのは「許可者に」と、「下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書」とあるのは「建設分担金過誤納金還付(充当)通知書」と、同条第3項中「受益者は」とあるのは「許可者は」と、「下水道事業受益者負担金過誤納金還付通知書」とあるのは「建設分担金過誤納金還付通知書」と、「下水道事業受益者負担金還付

らない。

(氏名等の変更の届出)

第12条 受益者は、氏名若しくは住所又は法人の名称若しくは当該事務所の所在地を変更したときは、速やかに下水道事業受益者氏名等変更届を市長に提出しなければならない。

(過誤納金の取扱い)

第13条 <省略>

請求書」とあるのは「建設分担金還付請求書」  
と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。